

一般社団法人福島県薬剤師会役員退任慰労金支給規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人福島県薬剤師会（以下「本会」という。）定款第27条に定める役員退任慰労金（以下「慰労金」という。）の支給の基準について定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規則における用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 会長とは、定款第21条第3項に定める会長をいう。
- (2) 業務執行理事とは、定款第21条第3項に定める業務執行理事をいう。

(慰労金の支給)

第3条 慰労金は、会長及び業務執行理事（以下「当該理事」という。）が退任したときにおいて、特に功労があった者には、総会の決議により、この規則に基づき、当該理事又はその遺族に対して、第4条に規定するところにより支給することができる。

(慰労金の支給方法)

第4条 会長は、慰労金の額を「基本額×在任期間年数×役員退任慰労係数」にて算出し、理事会の決議を経て、直近の総会の承認を得なければならない。

- 2 基本額は、1万円とする。
- 3 役員退任慰労係数は、次のとおりとする。
 - (1) 会長 12
 - (2) 副会長 7
 - (3) 専務理事 6
 - (4) 常務理事 5
- 4 在任期間に1年未満の端数があるときは、6ヶ月未満は切り捨て、6ヶ月以上は1年とする。
- 5 当該理事が任期満了後も引続き、会長及び業務執行理事に就任したときは、継続在任期間とし、満了した任期にかかる役員退任慰労金は最後の任期の終了したときに合算して支給する。
- 6 慰労金は、その金額を現金で、直接当該理事に支給するものとする。ただし、法令に基づき慰労金から控除すべき金額がある場合には、当該理事に支給すべき金額から、その金額を控除して支給するものとする。
- 7 当該理事が慰労金の全部又は一部につき自己の預金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支給することができる。

(慰労金の減額)

第5条 会長は、当該理事がその任務を怠るなど、その他正当な事由があると認めるときは、理事会の議決を得て、慰労金の額を減額することができる。

(公表)

第6条 本会は、この規則をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(補則)

第7条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

(規則の改廃)

第8条 この規則を改廃する場合は、理事会の決議を経て、総会の決議により行うものとする。

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人福島県薬剤師会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。
- 2 この規程の変更は、通常総会において承認された日（平成25年6月23日）から施行する。